

★ 広島県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則（規則第四十二号）（県民活動課）

一 改正の要旨

1 広島県青少年健全育成条例の一部が改正され、青少年の保護者が青少年有害情報フィードバックサービスを利用しない旨の申出をする場合の手続等が定められたことに伴い、当該申出の理由を定めるなど、必要な改正を行った。

2 刑法の一部改正等に伴い、用語を整理するなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和七年一月一日。ただし、一・二については、公布の日から施行する。